

足利銀行問題対策特別委員会

報 告 書

平成20年3月

足利銀行問題対策特別委員会

目 次

I	はじめに	1
II	委員会の活動状況	2
III	受け皿選定を巡る国の主な動き	4
IV	県議会の主な取組	5
V	委員会における主な協議事項	
1	足利銀行の経営状況	7
2	受け皿問題への取組	8
3	受け皿移行に向けた県等への提言	9
VI	おわりに	13
VII	委員名簿	14
VIII	調査関係部局課	14

(参考資料)

- ・足利銀行の受け皿に関する決議

I はじめに

本県の中核的金融機関である足利銀行の平成15年11月末の破綻認定、一時国有化措置は、当時、長引く景気の低迷から脱し、回復の兆しが見え始めた本県経済に大きな衝撃をもたらし、県民生活と本県経済に及ぼす深刻な影響が懸念されたところである。

このため、県議会においては、この問題を県政の重要課題として捉え、足利銀行の一時国有化直後からこれまで、足利銀行問題対策特別委員会を設置し、県執行部、県関係国会議員及び関係機関と緊密な連携を図りながら、県民生活や本県経済に及ぼす影響を最小限にとどめるため、積極的に取り組んできたところである。

平成20年3月14日、国は、足利銀行の受け皿選定作業を終え、その受け皿を「野村FP・NCPグループ」に決定した。これにより、足利銀行は、本年7月1日を目途に、預金保険法に基づく特別危機管理銀行から脱却し、新たなスタートを切ることとなる。

本委員会は、足利銀行の受け皿問題が最大の山場を迎える中で、真に県民のための銀行となるよう、足利銀行の業務運営と国の専管事項とされる受け皿選定作業に対しても、県民の切実なる声を反映させるため、機動的かつ精力的な活動を展開してきたところである。

本報告書は、「県内金融の安定対策」及び「県内経済の安定対策」を重点テーマとして、多様な角度から調査・研究に取り組んできた本委員会における活動の結果を取りまとめたものである。

Ⅱ 委員会の活動状況

- 1 平成19年5月17日（木） 〔第1回委員会 臨時会中〕
 - (1) 第289回臨時会において本委員会が設置され、委員が選任された。
 - (2) 正副委員長の互選の結果、委員長に渡辺 渡委員、副委員長に中川幹雄委員が選任された。
 - (3) 閉会中の継続調査事件として、次の1件を議長に申し出、議決された。
 - ・ 県内金融・経済の安定対策に関する調査研究について

- 2 平成19年5月30日（水） 〔第2回委員会 閉会中〕
 - (1) 委員席を決定した。
 - (2) 重点テーマを次のとおり決定した。
 - ・ 県内金融の安定対策について
 - ・ 県内経済の安定対策について
 - (3) 年間活動計画を決定した。

なお、本委員会は年間活動計画にとらわれず弾力的に開催することで、了承を得た。
 - (4) 足利銀行の平成19年3月期決算について、足利銀行から聴取し、質疑を行った。

- 3 平成19年6月21日（木） 〔第3回委員会 定例会中〕

県内の中小企業に対する信用保証の状況等について、栃木県信用保証協会から聴取し、質疑を行った。

- 4 平成19年9月3日（月） 〔第4回委員会 閉会中〕

足利銀行の受け皿に関する要望について、執行部から聴取し、質疑を行った。

5 平成19年10月2日（火） [第5回委員会 定例会中]

足利銀行の受け皿問題について、執行部から聴取し、質疑を行った。

6 平成19年11月29日（木） [第6回委員会 閉会中]

足利銀行の平成19年9月期中間決算について、足利銀行から聴取し、質疑を行った。

7 平成20年3月17日（月） [第7回委員会 定例会中]

(1) 足利銀行の受け皿決定について、執行部から聴取し、質疑を行った。

(2) 報告書（案）について、検討を行った。

Ⅲ 受け皿選定を巡る国の主な動き

1 破綻認定及び一時国有化措置

(1) 平成15年11月29日

① 預金保険法第102条第1項第3号に定める措置を講ずる必要がある旨の認定

② 預金保険機構が足利銀行の株式を取得することの決定（特別危機管理開始決定）

(2) 平成15年12月1日

上記(1)の公告

2 受け皿の選定

(1) 平成18年9月1日

足利銀行の受け皿について具体的な検討の開始

(2) 平成18年11月2日～12月15日

足利銀行の受け皿候補の募集

(3) 平成19年1月30日

応募書類の審査を通過した受け皿候補に対して、事業計画書を提出するよう要請

（提出期限：3月30日）

(4) 平成19年9月21日

受け皿候補から提出された事業計画書の審査を通過した者に対して、足利銀行の企業価値の評価を実施した上で、譲受条件等を提出するよう要請

（提出期限：11月22日）

(5) 平成20年3月14日

金融庁は、以下のグループを足利銀行の受け皿として選定した。

野村フィナンシャル・パートナーズ株式会社及びネクスト・キャピタル・パートナーズ株式会社を中心に構成される企業連合

IV 県議会の主な取組

1 足利銀行問題対策特別委員会の設置

- (1) 平成15年12月12日（第274回定例会）
- (2) 平成16年3月24日（第275回定例会）
- (3) 平成17年3月23日（第279回定例会）
- (4) 平成18年3月20日（第284回定例会）
- (5) 平成19年5月17日（第289回臨時会）

2 議員提案による関連条例の可決

- (1) 平成16年5月28日（第276回定例会）
栃木県産業再生委員会条例の制定について
- (2) 平成16年12月27日（第278回定例会）
栃木県産業再生委員会条例の一部改正について
- (3) 平成18年6月16日（第285回定例会）
栃木県産業再生委員会条例の一部改正について

3 意見書の可決及び国への提出

- (1) 平成15年12月12日（第274回定例会）
栃木県における金融機能の安定に関する意見書
- (2) 平成16年3月24日（第275回定例会）
足利銀行破綻後の県内経済活性化に関する意見書
- (3) 平成16年6月14日（第276回定例会）
足利銀行一時国有化に伴う緊急経済対策に関する意見書
- (4) 平成17年4月26日（第280回臨時会）
足利銀行の受け皿に関する意見書
- (5) 平成18年10月10日（第286回定例会）
足利銀行の受け皿に関する意見書

4 決議の可決

(1) 平成16年5月28日（第276回定例会）

本県地域金融の再生と産業の再生を求める決議

(2) 平成19年10月5日（第291回定例会）

足利銀行の受け皿に関する決議

V 委員会における主な協議事項

1 足利銀行の経営状況

(1) 「経営に関する計画」の履行状況

足利銀行では、一時国有化措置を受け、平成16年2月及び6月に預金保険法第115条に基づく「経営に関する計画」を策定し、同法第116条に基づく旧経営陣の責任の明確化への取組を進めるとともに、これまで、①地域金融の円滑化と中小企業再生等への取組、②ガバナンスの強化と透明性の確保、③業務運営の適切性と透明性の確保、④抜本的な経営の合理化の4項目を経営方針として、役職員が一丸となって靴底運動を展開し、金融機能の円滑な運営と優良な顧客基盤・資産の維持に努め、中小企業の再生に取り組んできた。

この結果、当該計画の総仕上げとされる平成19年3月期決算においては、景気回復の追い風もあり、再生支援先に対する金融支援や取引先企業の業況改善が進んだことにより、債務超過額の圧縮や不良債権残高の減少など、計画を上回る着実な実績を上げている。また、同年9月期中間決算においても、収益基盤の再構築や企業の再生等を通じた資産の健全化など、持続可能な経営基盤の確立に向けた取組がなされている。

(2) 業務運営体制

業務運営体制においては、行員が地域金融・サービス業の原点に回帰した行動を実践できるよう、組織風土改革を進めるとともに、「お客さま指向」、「当事者意識」に基づいた行動を適切に評価する人材マネジメント改革に取り組んでいる。今後とも、行員の貢献度に応じた処遇を行う新人事制度の適切な運用に努め、行員のモチベーションの維持・向上が図られるよう期待する。

また、ローコストオペレーション体制を目指して進めてきた合理化計画によって、人件費が抑制されるとともに、行員数の削減は、計画を上回る

状況となっているが、組織の活力低下や銀行窓口における顧客対応の不備が懸念されることから、新卒及び中途採用の拡充や能力に応じたパート職員の正社員化など、積極的な取組が期待される。

2 受け皿問題への取組

(1) 国に対する要望活動

国の受け皿選定作業が平成19年9月21日に最終的な受け皿を選定する第3段階に移行したことから、同年10月19日及び31日には、県、県議会及び栃木県緊急経済活性化県民会議の三者が連携して、福田内閣に対する要望活動を実施した。

当該要望活動に当たっては、栃木県産業再生委員会での審議と本委員会における協議の結果を踏まえ、栃木県緊急経済活性化県民会議において県民総意による「足利銀行の受皿に関する要望」がとりまとめられたところであり、その要望の骨子は次のとおりである。

- ① 最終的な受け皿を決定する第三次審査においては、譲受金額の多寡のみによらず、新銀行の長期的・安定的な経営を目指し、真に地域密着型金融を実践することが確実であり、かつ、地域の信頼等を得るために必要な地元資本の参入に配慮した受け皿を選定すること。
- ② 受け皿を決定した場合には、速やかに受け皿の事業計画等を開示し、その選定理由と経過等について明らかにするとともに、受け皿と県等との意見交換・協議の機会を設定すること。
- ③ 譲受後の受け皿が事業計画等に沿った責任を十分果たすよう、適切な指導・監督はもとより、株式上場前の第三者への安易な株式譲渡の制限など、受け皿との契約等による措置を含めた万全の体制での国等の監視機能を確保すること。

(2) 足利銀行の受け皿に関する決議

足利銀行の受け皿決定は、今後の本県経済はもとより県民生活にとって

も極めて重要な意味を持つものである。国が足利銀行の受け皿選定作業において、第二次審査を通過した受け皿候補に対し、平成19年11月22日までに譲受条件等を提出するよう要請したことを受け、本委員会としても受け皿問題が最大の山場を迎えたと認識した。

このため、県議会においては、足利銀行が新銀行となって再生した姿を視野に入れ、引き続き地域に密着した中核的金融機関として、その機能と責任を十分に果たしていくためには、地元資本の参入に関する環境づくりをはじめ、国に対する要望の実現に向けて、さらなる態勢の整備を図ることが必要であり、また、足利銀行が最もふさわしい受け皿に、県民益を最大限に考慮した形態で引き継がれるよう、県や栃木県緊急経済活性化県民会議に代表される関係機関と緊密に連携し、県民と一体となって取り組むべきであるとの考えの下、第291回定例会において、本委員会の委員が中心となり、「足利銀行の受け皿に関する決議（案）」を提出し、原案どおり可決された。

3 受け皿移行に向けた県等への提言

(1) 県への提言

① 中小企業の経営安定対策

県では、足利銀行の破綻、一時国有化措置を受け、いち早く政府、日銀、県内金融機関等に対して、県内中小企業に対する円滑な資金供給を要請する一方で、信用収縮の防止を図るため、緊急セーフティネット資金の創設や特別金融相談窓口の開設（平成16年7月から経営改善特別相談窓口に再編）など、迅速かつ的確な対応に努めてきた。

また、制度資金の融資枠を緊急に拡大したほか、融資条件の緩和などの中小企業の経営安定に向けた対策や、企業再生のためのファンドの組成に対する支援等に取り組んできた。

さらに、栃木県信用保証協会では、平成18年度に「セーフティサポート保証」や小口資金需要に応えた「商工いきいき特別保証」を創設すると

ともに、経営状況を考慮した保証料率の改正や連帯保証人取り扱い基準の緩和、さらには企業支援課の設置による相談体制の強化など、中小企業の振興に取り組んできた。

しかしながら、受け皿への移行に当たり、足利銀行の不良債権処理がさらに加速されるのではないかと不安を抱く企業経営者も多い。また、個々の経営を取り巻く情勢として、原油価格の高騰や原材料価格の上昇など、今後の景況感に陰りも見え始めている。

このような現状を直視し、企業経営者の不安を解消するとともに、受け皿移行期における県内企業への影響を最小限にとどめるため、県制度資金の弾力的な運用や経営改善特別相談窓口における相談機能の充実、中小企業診断士等の専門家を活用した経営改善に向けた取組の支援など、必要な対応策を講じていくべきである。

また、今後とも、栃木県信用保証協会や栃木県中小企業再生支援協議会等の公的な支援機関と緊密な連携を図り、県内企業の再生に向けた支援態勢の拡充に努めるべきである。

② オール栃木体制の堅持

これまで、県、県議会、栃木県緊急経済活性化県民会議及び本県関係国会議員が緊密に連携して、オール栃木体制を維持してきた結果、国への要望が受け皿選定作業に反映されるなど、確かな成果を上げてきた。

受け皿移行期においては、県内の様々な不安を払拭していくための取組が求められる。このため、今後起こり得るあらゆる事態を想定するとともに、不測の事態にも的確に対応できるよう県内が一致団結した体制を堅持していくことが必要である。

③ 受け皿側との協議の場の確保

受け皿が決定したことから、今後、速やかに受け皿側との協議の場を確保し、これまでの県の考えを的確に伝えることが必要である。

県内企業においては、受け皿による再度の資産査定の結果、不良債権へランクダウンされるのではないかとの懸念や、これまでどおりの融資姿勢が維持されるのかといった不安も少なからずあることを踏まえ、この協議の場においては、これまで同様の金融取引がなされるよう受け皿側に要請すべきである。

④ 国の指導・監視機能の確保

この度、新銀行の経営方針が示されたところであるが、新銀行には、引き続き地域の中核的金融機関として、地域経済に最大限配慮した業務運営と地域中小企業に対する支援体制の強化が求められるため、譲受後の受け皿が事業計画に沿ってその責任を十分果たすよう、国の指導監視機能の発揮を要望していくべきである。

(2) 足利銀行への提言

足利銀行の受け皿移行については、地域密着型金融機関としての機能を発揮していく上で、支障が生じないように円滑に行われることが望まれる。

また、受け皿決定後の移行期における不良債権の処理に当たっては、再生の可能性がある限り、あらゆる再生手法と再生支援機関を活用し、1社でも多くの県内企業の再生に取り組むことが地域密着型金融機関の責務である。

さらに、受け皿移行後に新銀行として企業との円滑な金融取引を維持していくためには新銀行としてスタートするまでの間、できるだけ多くの取引先企業の経営改善やランクアップを進めておくべきであると考えます。

(3) 受け皿・新銀行への提言

預金保険法に基づき一時国有化された地域の中核的金融機関が新銀行として再生し、いかなる方針の下で経営され、どのようなビジネスモデルを創出していくのか全国的にも注目されている。

また、このことは、本県経済にとっても極めて大きな問題であり、地元資本の参入の余地等、県民の関心は高い。

当然ながら、新銀行には、引き続き店舗数の維持など県民の利便性の確保や地域経済に最大限配慮した業務運営、さらには地域の中小企業に対する支援態勢の強化が求められるものと考ええる。

従って、新銀行は、その具体的な事業計画をなるべく早く明らかにし、広く県民に周知されることを期待する。

VI おわりに

当時、県内における貸出金シェアの約50%を占め、本県の中核的金融機関として地域の金融仲介機能を担ってきた足利銀行の一時国有化は、過剰債務を抱えていた県内中小企業に大きな衝撃を与え、ひいては、県内産業や雇用に深刻なダメージを与えることが懸念された。

しかし、金融機関、行政、商工団体、さらには栃木県中小企業再生支援協議会やとちぎ地域企業再生ファンド等の公的な支援機関と緊密な連携を図り、県民と一体となって取り組んだ結果、足利銀行の破綻による連鎖倒産等、大きな混乱は回避できたと考える。

受け皿決定は、足利銀行が本県の中核的金融機関として確固たるものとなることであって、平成15年11月末の破綻認定、一時国有化措置以来、正に、県内の各界各層が待ち望んできたものであり、5年に亘る長いトンネルを抜け本県経済においても大きな節目を迎えることになる。

しかしながら、新銀行移行までには、本報告書の提言で示したような解決しなければならない様々な課題が残されている。

従って、引き続き、オール栃木体制を堅持しながら、栃木県緊急経済活性化県民会議において、地元資本の参入等に関する議論が深められるとともに、国や選定された受け皿に対して、地元栃木県としての明確な意思を投げ掛けていくことが、足利銀行が真に県民のための銀行として発展していく上での原動力となるものと確信する。

このため、本委員会としては、県議会において引き続き、受け皿移行に向けた課題への対応等、この足利銀行問題に正面から取り組んでいく特別委員会が設置されることを切に望むものである。

Ⅶ 委員名簿

足利銀行問題対策特別委員会

委員長	渡 辺 渡
副委員長	中 川 幹 雄
委員	野 村 節 子
委員	増 渕 三津男
委員	佐 藤 栄
委員	小 高 猛 男
委員	青 木 克 明
委員	青 木 務
委員	野 田 尚 吾
委員	佐 藤 信
委員	梶 克 之
委員	増 渕 賢 一

Ⅷ 調査関係部局課

産業労働観光部 産業政策課
経営支援課
観光交流課
労働政策課

会計局 管理課
会計課

足利銀行の受け皿に関する決議

本県の中核的金融機関である足利銀行は、創立以来、本県経済の発展に多大な役割を果たしてきたが、平成十五年十一月二十九日の預金保険法に基づく破綻認定、一時国有化から三年十ヶ月を経て、今般、国の受け皿選定が最終段階を迎えるに至った。

国は、第二次審査を通過した受け皿候補に対して、本年十一月二十二日までに、足利銀行の企業価値を適正に評価した上で、譲受条件等を提出するよう要請しており、今後、その内容に係る第三次審査を経て最終的な受け皿を決定するとしている。

足利銀行の受け皿決定は、今後の本県経済はもとより県民生活にとって極めて重要な意味をもつものであり、足利銀行の破綻後直ちに「足利銀行問題対策特別委員会」を設置し、全力を挙げて、この問題に取り組んできた本議会にとっても、最大の山場を迎えることになった。

これまでの間、足利銀行は、自ら大きな苦痛を伴う再生計画を断行し、健全な銀行への再生に成果を上げてきたが、これは、本県経済の安定と発展を願う県民の理解と協力、顧客である多くの地元中小企業者等の多大な努力が支えとなった結果にはかならない。

このような形で再生しつつある足利銀行は、将来にわたって、地域に密着した中核的金融機関として、その機能と責任を十分果たすことが確実に実施できる受け皿に引き継がれることが極めて重要であり、また、このためには、地元資本参入の環境づくりをはじめ、これまでの国に対する要望の実現に向けて、さらなる態勢の整備を図るなどの取組が必要である。

よって、本議会は、県をはじめ栃木県緊急経済活性化県民会議に代表される関係機関と緊密に連携し、足利銀行が、最も相応しい受け皿に、県民益を最大限に考慮した形態で引き継がれるよう、県民と一体となって取り組むことを決意する。

右、決議する。

平成十九年十月五日